

「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」

報告書（案）

2026年3月30日

目 次

はじめに	1
1. 金サ業創設の経緯	1
2. 「所属制」の不採用と規制の概要	1
3. 現状と課題	2
(1) 現状	2
(2) 課題	3
4. 金サ業の利活用に向けた必要な措置の検討・規制の見直しにあたっての基本的考え方	4
5. 必要な措置・規制の見直しの検討及び提案	5
(1) 金融商品・サービスの拡充	6
(2) 顧客情報の利活用	7
(3) 銀行や証券会社等との API 連携	8
(4) 保証金の供託義務	8
(5) 顧客に対する情報提供義務（顧客からの求めに応じた手数料等の開示）	9
(6) 誠実公正義務、顧客本位の業務運営原則	9
(7) 契約締結前交付書面の交付義務の緩和	10
(8) 契約締結時交付書面の交付義務の撤廃	10
(9) 貸付媒介業務に係るルールの統一・統合	11
(10) 金サ業者の体制整備の柔軟化	11
(11) 小括	11
6. JFIM の対応・取組	11
(1) 正会員の経営管理に関する事項	12
(2) 正会員のコンプライアンス態勢の整備に関する事項	12
(3) 苦情・相談態勢の整備に関する事項	13
(4) JFIM の自主規制機能の整備	13
おわりに	13

別 紙

I. 金融商品・サービスの拡充（要望事項）	15
1. 預金等媒介業務（銀行分野）	

(1) 媒介先金融機関に「政府関係金融機関」の追加	15
(2) 金融サービス仲介業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る制限の撤廃	15
(3) 個人向けカードローンの取扱いの解禁	16
2. 保険媒介業務（保険分野）	16
(1) 取扱うことができる保険商品の拡大	16
(2) 保険金の上限額の撤廃・引き上げ	17
3. 有価証券等仲介業務（証券分野）	18
(1) 貸付型ファンドの取扱いの解禁	18
(2) 取り扱うことができるセキュリティトークンの拡大	18
(3) 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限の撤廃	18
4. 信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁	19
II. 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し（要望事項）	20
1. 顧客情報の利活用	20
2. 銀行や証券会社等とのAPI連携	20
3. 保証金の供託義務の緩和	20
4. 顧客への情報提供義務の緩和	20
5. 誠実公正義務、顧客本位の業務運営原則	21
6. 契約締結前交付書面の交付義務の緩和	21
7. 契約締結時交付書面の交付義務の撤廃	21
8. 貸付媒介業務に係るルールの統一・統合	21
9. 金サ業者の体制整備の柔軟化	21
(1) 人材の確保	21
① 預金等媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の撤廃	21
② 貸金業貸付媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の撤廃	21
③ 営業所等の法令等遵守統括責任者等の配置要件の緩和	22
④ 有価証券等仲介業務を行う役員の範囲の拡大	22
(2) 「三つの防衛線」の下での組織運営体制の柔軟化	22

はじめに

金融サービス仲介業（以下「金サ業」という。）は、2020年6月5日に成立した金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律による金融商品の販売等に関する法律の改正によって、2021年11月、既存の銀行、保険、証券、貸金といった業種ごとの縦割り規制を排し、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種として創設された。

同法には、令和2年改正金融サービスの提供に関する法律附則第28条にいわゆる5年見直しの規定が置かれ、一般社団法人日本金融サービス仲介業協会（JFIM¹）は、同規定を踏まえ、2025年5月、金サ業の利活用等に向けた課題、要望事項・取組み等について議論し、その実現に向けて対応するため、JFIM理事会の諮問機関として「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置した。

本懇談会は、同年6月以降〔〇〕回にわたり検討を行い、本報告書は、その検討結果を取りまとめたものである。

1. 金サ業創設の経緯

情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となり、日常生活上の金融取引ニーズに応える新たなビジネスが展開されることが想定される一方、既存の制度では、複数業種にまたがった仲介や多数の金融機関を相手方とする仲介を必ずしも念頭に置いていない側面があり、事業者にとって負担が大きいとの指摘があった。こうしたことから、イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、既存の業種ごとの縦割り規制を排し、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種として、2021年11月に新たに金サ業が創設された。

2. 「所属制」の不採用と規制の概要²

(1) 所属制の下で事業を行う既存の代理業者・仲介業者（以下、単に「既存の仲

¹ Japan Financial Service Intermediary Business Association

² 本懇談会第1回会合事務局説明資料「金融サービス仲介業の概要」（2025年6月11日開催）、同第3回会合事務局説明資料「既存の金融仲介業者と金融サービス仲介業者との主な規制比較」（2025年9月9日開催）参照。

- 介業者」という。)が、多数の金融機関が提供する商品・サービスを取り扱おうとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応するための負担が大きいという指摘があったことから、金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）は、既存の仲介業者とは異なり、所属制が採用されていない。それに伴い、所属制の下では、所属先の金融機関は、仲介業者に対する指導監督義務及び仲介業者が顧客に与えた損害の賠償責任を負うが、金融サービス仲介法制において、提携先の金融機関は、かかる義務及び責任を負っていない。
- (2) 他方で、金サ業者に対しては、「所属制」の不採用による顧客保護の代替措置として、次のとおり、金融商品・サービスの取扱制限及び保証金の供託義務が課されている。
- ① 金融商品・サービスの取扱制限は、「顧客に対し高度に専門的な説明」能力がない事業者（不適切な事業者）の参入を想定し、顧客の被害・トラブルを未然に防止するため措置された。取扱いが制限される金融商品・サービスは、商品設計の複雑さ、日常生活への定着度、既存の仲介業者における取扱い等を総合的に勘案して、顧客に対し高度に専門的な説明が必要な金融商品・サービスとされている。
 - ② 保証金の供託義務を課す趣旨は、金サ業者においては、顧客に対する損害賠償責任を自ら負うことから、その賠償資力を確保する点にあるが、併せて、財産的基礎・参入要件としての機能も有している。

3. 現状と課題

(1) 現状

- ① 金サ業制度が創設されて4年以上が経過したが、2026年〔3月4日〕現在、登録会社数は〔24〕社にとどまり、金サ業への参入は進んでいない。また、登録種別のほとんどが預金等媒介業務（銀行分野）及び有価証券等仲介業務（証券分野）であり、保険媒介業務（保険分野）及び貸金業貸付媒介業務（貸金分野）への参入はほとんどない。
- ② 現在の金サ業者の具体的なビジネスモデルは、概ね次のとおり大きく3つに分類することができる³。

³ ただし、この3つに限定されるものではなく、また、複数に妥当する場合もある。

イ. 総合コンサルティング型

金サ業者は、顧客（利用者・契約者・投資家）の立場に立って、個人のライフスタイル、法人のニーズに適った総合的な金融商品・サービスを提案、成約のサポートを行う。なお、金サ業創設当初、金サ業のビジネスモデルの一つとして、顧客の資産状況やライフプランに応じて顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うことが想定されていたことから、かかるビジネスモデルは、当初想定されていたビジネスモデルの一つといえる。

ロ. マッチングプラットフォーム型

金サ業者は、金融機関との連携・適切な役割分担の下、金融商品・サービス購入の導線的機能・役割を担い、具体的な商品性の説明は、主に金融機関が行う。なお、金サ業創設当初、金サ業のビジネスモデルの一つとして、スマートフォンのアプリケーション上で複数の金融サービスを提供する、いわゆるスーパーアプリの提供が想定されていたことから、かかるビジネスモデルも当初想定されていたビジネスモデルの一つといえる。

ハ. 業務代行型

金サ業者は、金融機関から委託を受けて当該金融機関のためにその業務の一部を行う（他の金融機関が提供する金融商品・サービスの説明及びその比較勧誘は行わない）。なお、かかるビジネスモデルは、金サ業創設当初想定されていなかったビジネスモデルであり、例えば、BPO ベンダーの提供する BPO サービスがこれに該当する。

(2) 課題

事業者の参入、顧客の利用が進まない主たる要因としては、「顧客に対し高度に専門的な説明」が必要な金融商品・サービスが広範に指定されていることから、顧客にとって魅力的で有益な金融商品・サービスの媒介・提供を行うことが難しいこと（言い換えれば、顧客が金サ業者のサービスに魅力を感じづらいこと）があげられる。具体的には特に、以下のような問題点が指摘された。

① 金融商品・サービスの取扱制限等があることから、

イ. 銀行分野においては、中小企業、スタートアップ企業等の資金繰り支援等の融資額が十分ではなく、また、非金融事業者の顧客データを活用した事業性融資の取扱いが十分にできない。

ロ．保険分野においては、取扱可能な保険商品が限られている上に、保険金の上限額が相当に低く、事実上保険を取扱うことができない。

ハ．証券分野においては、取扱可能商品が上場第一項有価証券⁴に限定されており、信託受益権や非上場の公募有価証券の取扱いができない。

二．個人・ファミリーのライフプランに適った総合的な金融商品・サービスの提供・品揃えができない。

ホ．顧客は、ワンストップでの金融商品・サービスの購入ができない。

② 銀行や証券会社等との API 連携が進んでいない。

③ 行うことができる業務の範囲が顧客に対し高度に専門的な説明の必要性が相当に低い金融商品・サービスに係る業務に限定されているにもかかわらず、保証金の供託、「三つの防衛線」の各部門の整備、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が重い。

(3) 上記を踏まえると、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供するという金サ業創設の趣旨が実現されているとは言い難い状況にある。他方で、現在、金サ業として行われているビジネスは前記3の(1)②記載のとおりであるが、業務代行型（BPO）といった創設当初は想定していなかった新しいビジネスモデルが登場している。

4. 金サ業の利活用に向けた必要な措置の検討・規制の見直しにあたっての基本的考え方

金サ業創設の趣旨が実現され、その役割・機能が十全に果たされることは、家計の安定的な金融資産形成を促し貯蓄から投資に向けた「資産運用立国」の実現、消費者による選択の実質性の保護、中小企業・スタートアップ企業への事業性融資⁵の推進などの重要な政策の後押しとなると考える。

本懇談会は、金サ業創設の趣旨が実現されているとは言い難い現状に鑑み、金サ業創設の趣旨を実現し、顧客がより自身に適した金融商品・サービスを選択し最善の利益を確保することができるようにするとともに、上記の重要な政策の後押しとなる観点から、次のとおり、金サ業の利活用に向けた必要な措置

⁴ 第一項有価証券は、国債、地方債、株式、社債、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券等金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券

⁵ 不動産担保や経営者保証によらず、事業の実態や将来性に着目した融資

の検討・規制の見直し（以下、単に「必要な措置の検討・規制の見直し」という。）にあたっての基本的な考え方を整理した。

- (1) 金融商品・サービスの拡充は、後記5の(1)記載のとおり、必要不可欠である。
- (2) 法制度上、金サ業者と顧客・金融機関との関係が多様であることを前提として、前記3の(1)②のとおり、多様なビジネスが展開されてきたが、ビジネスモデルに応じてリスクが異なり、必要な規制も異なる。こうしたことから、規制の内容をビジネスモデルに応じたものにする必要がある。
- (3) 金サ業者は、既存の仲介業者と比較すると、代理行為を行うことができず⁶、また、取扱可能な金融商品・サービスが大幅に限定されているといった差異があり、それぞれが行うビジネスのリスクは異なる。それにもかかわらず、法制度上（監督指針を含む。）、金サ業者にも既存の仲介業者の規制がほぼそのまま準用されており、過度な負担になっている面がある。こうしたことから、顧客保護に十分配慮し、金サ業には妥当しない、又は過度な規制については見直す必要がある。
- (4) 多様な事業者の参入、競争、イノベーションの促進を図るとともに、金サ業者の安定的な収益基盤の構築につなげる必要がある。

5. 必要な措置・規制の見直しの検討及び提案

金サ業は、前記3の(1)②記載の金サ業者の具体的なビジネスモデルを踏まえると、顧客・金融機関との関係に応じて、「顧客指向型」⁷又は「金融機関指向型」⁸に類型化することができる。そこで、本懇談会は、上記4の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり、類型ごとに必要な措置・規制の検討を行い、その見直しを提案する⁹¹⁰。

⁶ 金融商品仲介業者や保険仲立人は、代理行為を行うことはできない。

⁷ 主として顧客の利益のために顧客の立場に立って業務を提供する。総合コンサルティング型、マッチングプラットフォーム型が該当。

⁸ 主として金融機関と連携・適切な役割分担の下で業務を提供する。マッチングプラットフォーム型、業務代行型が該当。

⁹ 委員からは「特定の金融機関のためにその金融機関の金融商品・サービスのみを提供している金サ業者も存在し、所属制のある既存の仲介業者に近い。顧客からの分かりやすさの観点からは、金サ業とは別の枠組みでの整備が適切である。」との意見もあった。

¹⁰ 委員からは「金サ業は、自らが体制整備義務を負うことから主として大規模な乗合型

(1) 金融商品・サービスの取扱拡充

- ① 以下の理由を踏まえると、顧客指向型及び金融機関指向型いずれの類型についても、現在のように「顧客に対し高度に専門的な説明」を要とする金融商品・サービスの範囲を広範に指定するのではなく、基本的に金融商品・サービスの取扱いに関する制限を課さず、法文のとおり、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービスのみを「顧客に対し高度に専門的な説明」を要するものとして取扱いを制限するのが適当である。

イ. 顧客指向型

(a) 顧客の立場に立ち、資産運用・資産管理の支援を行うため、顧客情報の収集・分析、顧客のニーズに最も適った金融商品・サービスの提案等が重要である。他方で、これらが活かされるためには、幅広い金融商品・サービスの中から顧客に適合する金融商品・サービスを選び出して提供できることが必要である。それにもかかわらず、提供できる範囲から除外される「高度に専門的な説明」を必要とする金融商品・サービスの範囲が広範すぎると、大きく制限された取扱可能な金融商品・サービスの範囲内でのみベターなものを提案する、又は、最もニーズに適った金融商品・サービスを取り扱うことができる他の事業者を紹介するにとどまるといった対応にならざるを得ず、顧客利便を著しく損なうこととなる。他方で、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービスについては、かかるリスクを許容できる顧客層は限定的であり、顧客ニーズも高くないと想定されることから、取り扱うことができないとしても、顧客利便を大きく損なうものではないと考えられる。

(b) 金融商品・サービスの取扱い範囲が拡がることは、金サ業者の金融機関に対する地位を強化し、その独立性を高めるとともに、安定的な収益基盤の構築につながる。

(c) 金融機関としても、金サ業者とのコミュニケーションが増えることで、新たな顧客の獲得、顧客データの共有による顧客ニーズに適合する金融商

の事業者に、所属制のある既存の仲介業は、主として中小規模の乗合型でない事業者に適していると考えられ、仲介業者に対する横断的な規制の観点から、事業者の規模で規制の棲み分けの検討が期待される。」との意見もあった。

品・サービスの開発、業務範囲の多様化等につながる。

- (d) 顧客指向型のような顧客の目利きを支援する総合的な仲介業者は、我が国の金融資本市場において重要な役割を果たすものと期待され、その確保・拡大への取組が必要である。

ロ．金融機関指向型

- (a) 金サ業者の取扱可能な金融商品・サービスの範囲が拡充されることにより、顧客が金融商品・サービスにアクセスするチャネルが増え、利便性向上に資する。他方で、金融機関指向型の金サ業者は、主として金融機関のためにサービスを提供することから、全ての金融商品・サービスを取り扱うまでにはいたらず、金融機関において取扱いが多い金融商品・サービスを取り扱うことができれば足りる。この点、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービスについては、金融機関における取扱いが多くないと想定されることから、取り扱うことができないとしても、顧客利便を大きく損なうものではないと考えられる。

- (b) 金融商品・サービス購入の導線的機能・役割を果たすには、複数業種、多数の金融機関からの金融商品・サービス提供が必要不可欠である。

- (c) 業種や金融商品・サービスの取扱いが広がることは、金サ業者の金融機関に対する地位を強化し、その独立性を高めるとともに、安定的な収益基盤の構築につながる。

- (d) 金融機関としても、金サ業者とのコミュニケーションが増えることで、新たな顧客の獲得、顧客データの共有による顧客ニーズに適合する金融商品・サービスの開発、業務範囲の多様化等につながる。

- ② 上記①を実現するためには、別紙「I．金融商品・サービスの拡充（要望事項）」記載のとおり、金融商品・サービスの取扱拡充は必要不可欠である。

(2) 顧客情報の利活用

現行の法制度上、金サ業者は、顧客の同意がない限り、業務横断的に顧客情報を利活用することができない。他方で、近時の消費者法制に関して、個人は他者のサポートがなければ単独で選択することが困難となっている社会背景から「消費者の脆弱性」の問題が指摘され、消費者による選択の実質性を保護す

る方法が提案¹¹されている。すなわち、顧客指向型の金サ業者には、顧客情報の収集・分析、顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提案等により、消費者である顧客の金融商品・サービスの選択の実質性の保護のサポートが期待される。したがって、顧客情報の利活用に関して、金サ業者は、業務横断的に顧客情報の利活用ができるよう、顧客の同意に代わる要件の検討を行い、その利用範囲及び方法等の明確化を図るべきである。併せて、金融分野における人工知能（AI）・デジタル機能のさらなる利活用についての検討・取組が進むことを期待する。

(3) 銀行や証券会社等との API 連携

銀行による更新系 API のさらなる提供、証券、保険、資金移動業、クレジットカード等の銀行以外の業態における API の提供・連携について、官民でさらなる検討¹²が進むことが期待され、JFIM においては、利用者ニーズの把握、情報発信・意見交換などの対応が望まれる。

(4) 保証金の供託義務

① 顧客指向型

保証金の供託義務は、顧客の損害への賠償資力の確保を目的としているところ、顧客指向型の金サ業者においては、基本的には金サ業者のみが民事上の責任を負うことを踏まえると、一定の合理性が認められる。他方で、金サ業者にとって、保証金の供託が負担になっているとの指摘もある。

現行法上、保証委託契約又は金融サービス仲介業者損害賠償責任保険契約の活用により、保証金の供託を免れることができるが、それらの活用が進んでいないことを踏まえると、活用促進の取組みを進める必要がある。

② 金融機関指向型

前述のとおり、保証金の供託義務は、顧客の損害への賠償資力の確保を目的としている。他方で、金融機関指向型の金サ業者においては、金サ業者と金融機関との関係次第で、金融機関が民法上の使用者責任を負う可能性があるとの理解も成り立ち得るところ、あらかじめ金融機関との契約において、

¹¹ 消費者庁「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 報告」13 頁（2025 年 7 月）
https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2025/houkoku/202507_para_houkoku.html

¹² 経済産業省「クレジットカード分野に係る API 連携の推進に関する検討会」
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_api/001.html

適切な損失分担の仕方を定める¹³ことにより、顧客保護を図ることが可能である。したがって、金融機関との契約における損失分担に関する定めにおいて、適切な損失分担の仕方が定められていれば、供託義務を免れることを認めるべきである。なお、保証金の供託義務は、財産的基礎に関する要件に代わる参入規制としての機能を有している側面も認められるが、事実上、そのような機能を有しているに過ぎず、本来的な目的ではない。

(5) 顧客に対する情報提供義務（顧客からの求めに応じた手数料等の開示）

① 顧客指向型

金サ業者に対して金融商品・サービスの提案等を委託する顧客にとって、金サ業者が顧客の側に立って仲介サービスを提供しているか否かは重要な関心事である。したがって、顧客が金サ業者の中立性を評価できる環境を整えるため、顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務は必要である。

② 金融機関指向型

金融機関指向型の金サ業者からサービスを受ける顧客にとって、金サ業者が誰の側に立って仲介サービスを提供しているか否かは重要ではない。また、金融機関指向型の金サ業者は、既存の仲介業者に近づくところ、既存の仲介業法制においては、手数料等の開示義務が課せられていない。さらに、手数料等は、金サ業者にとっての事業戦略・ビジネスモデルに係る重要な情報であり、手数料等の開示は、手数料等の低廉化・価格競争を招きかねず、金サ業者の収益に少なからず影響を及ぼすと考えられる。したがって、金融機関指向型の金サ業者については、顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務の廃止が適当である。

(6) 誠実公正義務、顧客本位の業務運営原則

① 現行の法制度上、金サ業者は、誠実公正義務を負っているところ、かかる義務の内容としては、常に顧客の利益を優先する義務（ベスト・アドバイス義務）までは負っておらず、適切な情報提供に基づく商品・サービスの選択等に関する適切な判断の機会の保障で足りると解されている。

② 他方で、顧客指向型の金サ業者は、顧客の立場に立って保険募集を行う保険仲立人又は投資助言業を行う金融商品取引業者と同様の義務を負うと解するのが適当

¹³ 電子決済等代行業では、所属制が不採用であるが、銀行と電子決済等代行業者との契約において、顧客の損害につき賠償責任の分担が定められている。

であると思われる。保険仲立人は、誠実義務を負っており、その内容として、自己
が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを理由を明ら
かにして助言することを求められており、また、投資助言業を行う金融商品取引業
者は、忠実義務及び善管注意義務を負っている。

- ③ したがって、顧客指向型の金サ業者に対しては、誠実公正義務に加えて、ベスト
アドバイス義務を含む、忠実義務及び善管注意義務を課するのが適当である。

(7) 契約締結前交付書面の交付義務の緩和

- ① 現行の法制度上、金サ業者は、金融商品取引契約（特定金融サービス契約）
の締結の媒介を行うときは、契約締結前交付書面（以下「前書面」という。）を
交付（電磁的方法による提供を含む。）することが求められている。
- ② 金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、証券会社等から金サ
業者の顧客に対して前書面が交付され、当該証券会社等との契約の判断に必要な事
項は、前書面に記載されている。そして、証券会社等及び金サ業者の双方から二重
に前書面が交付されており、顧客にとって分かりにくく、かえって顧客利便を欠く
ことになっている。
- ③ 金融商品仲介業に関しては、証券会社等から顧客に対して前書面が交付され、金
融商品仲介業者自身には、前書面の交付義務は課されていない。また、特定預金等
契約及び特定保険契約については、銀行等、保険会社が前書面の交付を行った場合
は、金サ業者は、前書面の交付は必要とされていない。
- ④ したがって、金サ業者は、証券会社等が前書面の交付を行う場合には、前書面の
交付は要しないとするのが適当である。

(8) 契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

- ① 現行の法制度上、金サ業者は、金融商品取引契約（特定金融サービス契約）
が成立したとき契約締結時交付書面を交付（電磁的方法による提供を含む。）
することが求められている。
- ② 契約締結時交付書面は、金融商品取引業者等から交付され、顧客が締結し
た金融商品取引契約の内容を確認するための書類であり、金サ業者は、顧客と
金融商品取引業者等との間で成立する金融商品取引契約の当事者になること
はないところ、金サ業者が同書面を交付することにより、顧客に対して金サ業
者が金融商品取引契約の相手方と誤認させ、またはそのおそれがある。
- ③ 契約締結時交付書面の作成・交付・保管の負担が大きく業務効率が悪い。

④ したがって、契約締結時交付書面の交付義務は撤廃するのが適当である。

(9) 貸付媒介業務に係るルール統一・統合

① 現行の法制度上、銀行が貸主となる貸付商品を媒介する場合には預金等媒介業務の登録が必要になり、銀行法の適用を受ける。他方で、貸金業者が貸主となる貸付商品を媒介する場合には貸金業貸付媒介業務の登録が必要になり、貸金業法の適用を受ける。

② 預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金サ法制上のルールを統一・統合するのが適当である。

(10) 金サ業者の体制整備の柔軟化

① 金サ業者は、「三つの防衛線」の各部門の設置、人員（専従者）の配置、及び業務経験者の配置等既存の仲介業者と同様の体制を構築することが求められている。しかしながら、前述のとおり、金サ業者と既存の仲介業者が行うビジネスのリスクは異なる。また、業務経験者の配置又は「三つの防衛線」の各部門の設置を求める趣旨としては、自ら点検、検証するなどして金サ業の健全かつ適切な運営を確保する点にあるところ、必ずしも専従者や業務経験者の配置等を行わなくとも、例えば、業務委託などを活用しながら、求められている体制と同等のレベルの体制が構築できていれば、金サ業の健全かつ適切な運営を確保することが可能と考える。

② したがって、金サ業者の体制整備については、別紙「Ⅱ. 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し（要望事項）」の9に記載のとおり、柔軟化を図ることが適当である。

(11) 小括

以上を踏まえ、本懇談会は、別紙記載の措置・規制の見直しを提案する。

6. JFIMの対応・取組

上記の必要な措置の検討・規制の見直しは、法令により行為規制上の保護が確保されていることが前提となるが、新たな枠組みが十分機能するためには、自主規制機関であるJFIMの対応は重要である。本懇談会の第5回会合において、JFIMから次のとおり対応・取組の説明があったが、JFIMにおいては、これらを着実に進めていく必要がある。

【JFIMの対応・取組】

JFIMは、上記5の必要な措置・規制の見直しへの対応として、上記4の基本的考え方の下、適切な自主規制規則等の検討を行い、まずは、正会員（金サ業者でJFIMの自主規制の対象となる会員。以下同じ。）における誠実公正義務、顧客本位の業務運営、顧客に対する適切な説明が徹底・確保されるよう、正会員の経営管理、コンプライアンス態勢その他の事項について、次の措置（自主規制規則の改正等）の検討を行う。

(1) 正会員の経営管理に関する事項

① 「顧客本位の業務運営に関する方針」の作成・公表

正会員は、「顧客本位の業務運営に関する方針」を作成、公表し、JFIMは、同指針をJFIMのウェブサイトに掲載、周知に努める。

② 「忠実義務及び善管注意義務」のルール化

正会員の誠実公正義務、顧客本位の業務運営の徹底・確保に向けて、忠実義務及び善管注意義務につきルール化・明示化を図る。

（参考）金商法第41条第1項、第2項

③ 新たな金融商品・サービスの取扱いの審査及び社内態勢の整備

正会員が新たな金融商品・サービスを取扱うにあたって、その審査及び社内態勢の整備を求める。

（参考）日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」
第3条第3項「合理的根拠適合性」

(2) 正会員のコンプライアンス態勢の整備に関する事項

① コンプライアンス業務担当役員等の配置、JFIMに登録

正会員は、コンプライアンス業務を担当する役員等を配置し、JFIMに登録する。

（参考）JFIM 内部管理統括責任者制度（有価証券等仲介業務）

② 法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者の配置、JFIMへの報告

正会員は、本社等にコンプライアンス業務を統括する法令等遵守統括責任者を、各営業所等に当該各営業所等のコンプライアンス業務を担当する法令等遵守責任者を配置し、JFIMに報告する。

（参考）JFIM 内部管理責任者制度（有価証券等仲介業務）、金サ仲介業者監督指針（預金等媒介業務）

③ 広告審査責任者の配置

正会員は、本社等に広告審査責任者を配置する。

(参考) JFIM 広告審査担当者制度 (有価証券等仲介業務)

(注) JFIM は、上記の担当役員及び各責任者について、一定の資格要件 (資格試験の合格者、社内研修の受講修了者等) を定めるとともに、登録及び配置状況のモニタリングを行う。

(3) 苦情・相談態勢の整備に関する事項

① 苦情等業務統括責任者の配置

正会員は、本社等に苦情等業務統括責任者を配置する。

(注) JFIM は、上記責任者について、一定の資格要件 (資格試験の合格者、社内研修の受講修了者等) を定めるとともに、配置状況のモニタリングを行う。

② JFIM における正会員の苦情・相談窓口等の周知

JFIM は、正会員が定め公表する「苦情・相談窓口及びその対応」を JFIM のウェブサイトに掲載、周知に努める。

(参考) これまで顧客からの JFIM への相談・苦情の申出及び金融 ADR へのあっせんの申立てはない。

(4) JFIM の自主規制機能の整備

正会員に対する研修、モニタリング・監査態勢及びエンフォースメントの手段 (定款上処分の強化 (「過怠金の賦課」を加える。)) 等の整備を行う。

(参考) 定款第 16 条第 2 項

おわりに

以上が、2025 年 6 月以降、本懇談会において行ってきた検討の内容を取りまとめたものである。

金サ業創設の趣旨を実現しその役割・機能を十全に果たすことは、より多くの顧客が自身により適した金融サービスを選択し最善の利益の確保へつなげるとともに、家計の安定的な金融資産形成を促し貯蓄から投資に向けた「資産運用立国」の実現、消費者による選択の実質性の保護、中小企業・スタートアップ企業への事業性融資の推進などの重要な政策を後押しするものである。

本報告書において提案した事項、本懇談会での検討を通じて参加者に共有された課題・問題認識が、今後の金融庁等における議論に反映され、着実に取組みが進められることを期待したい。

本懇談会は、この目標を実現するため、引き続き、金融庁や JFIM 等の検討状況をフォローアップし、さらに必要と考えられる事項を検討し積極的に提案することとする。

以 上

I. 金融商品・サービスの取扱拡充（要望事項）

金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）は、「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」金融商品・サービスは取り扱うことができないという制限があります。しかしながら、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービスを除き、金融商品・サービスの取扱いに関する制限を課すべきではないことから、以下の措置・要望事項のとおり、金サ業者が取扱うことができる金融商品・サービスの拡充を求めます。

1. 預金等媒介業務（銀行分野）

(1) 媒介先金融機関に「政府関係金融機関」の追加

媒介先・相手方金融機関に政府関係金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫）の追加

【根拠法令等】 金サ法第11条第2項第2号

【説明・理由】

金サ業者が、顧客（企業・事業者等）から委託を受けて日本政策金融公庫等が行う融資に係る媒介ができるよう、金サ法第11条第2項第2号に規定する媒介先・相手方金融機関に、日本政策金融公庫等を追加いただきたい。

(2) 金融サービス仲介業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る制限の撤廃

【根拠法令等】 金サ仲介業者等府令第16条第1項

【説明・理由】

① 金サ業者・一般事業者が行う事業者向け貸付に係る制限は、銀行代理業者に対する兼業業務規制等とのイコルフッティングの観点と考えられるが、次の理由により、「規格化された貸付商品」の制限自体を撤廃し、特段制限なく取り扱えるようにしていただきたい。

イ、「媒介」のみであり、銀行において貸付けの審査・判断及び実行が行われ、

銀行と金サ業者の利益が相反する取引が行われる蓋然性が低いこと。

ロ、銀行代理業と異なり、業務範囲規制がないこと。

ハ、媒介業者は、顧客から委託を受けて銀行等が提供する貸付商品を媒介する

場合、預金等媒介業務又は貸金業（貸金業法第2条第1項）として行うことが可能であるところ、前者については兼業業務規制がある一方、後者については兼業業務規制がなく、法令間で整合性が取れていないこと。

- ② 本措置及び上記(1)の「政府関係金融機関の追加」は、中小企業、スタートアップ企業等の資金繰り支援等にとどまらず、事業性融資（不動産担保や経営者保証によらず、事業の実態や将来性に着目した融資）の取組を後押しする。

(3) 個人向けカードローンの取扱いの解禁

預金等媒介業務及び貸金業貸付媒介業務における個人（消費者）向けカードローンの取扱いの解禁

【根拠法令等】 金サ法施行令第17条第2項、第20条、パブコメ4頁-No.13

【説明・理由】

個人向けカードローンの取扱制限は、個人に対する過剰与信の制度的な防止を図るために設けられたものと考えられるが、次の理由から、金サ業者によるその取扱いを認めていただきたい。

- ① 今後の個々人の働き方・ライフスタイルの多様化の進展を踏まえると、不測の事態に迅速に対応することができる個人向けカードローン（以下「カードローン」という。）の果たす役割は、より大きくなる。
- ② 金サ業者がカードローンを取り扱うことにより、多くの個人により身近に利用できる機会が提供され、利便性が向上する。
- ③ 事業者は、ローンで足りない収入を補おうとする個人（多重債務者予備軍と言える。）ではなく、日常生活での不測の出費に対応しようとする個人を対象にして、少額のカードローンをラインナップにおく。
- ④ 金サ業者は、貸付契約の締結の媒介のみを行うもので、銀行等及び貸金業者において、複数の銀行等・貸金業者からの返済能力を超えた貸付け（多重債務）とならないよう、総量規制、信用情報機関の利用等のルールの下、融資上限枠の設定、貸付け判断、融資が実行されるものであり、金サ業者がカードローンを取り扱ったからといって、多重債務問題が生じる蓋然性は低いと考える。

2. 保険媒介業務（保険分野）

(1) 取扱うことができる保険商品の拡大

- ① 死亡保険（終身保険）等の取扱いの解禁

死亡保険（終身保険）、火災保険（建物に係る火災保険）及びレジャー団体保険以外の団体保険の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第2号、第5号、第7号、金サ仲介業者等府令第5条第1項、パプコメ8頁-No.30

② インターネットで保険商品を提供する場合には、ネット保険代理店等と同様の保険商品の取扱いの解禁

【根拠法令等】上記①参照。インターネットでの取扱いについて法的規定なし。

(2) 保険金の上限額の撤廃・引き上げ

○ 保険商品の保険金の上限額の撤廃又はその額の引き上げ

例えば、定期死亡保険、学資保険・子ども保険、個人年金保険、養老保険、医療保険・がん保険、傷害保険、介護保険、自動車保険など顧客のニーズがあり、日常生活に定着していると考えられる保険商品について、個別商品ごとの保険金の上限額の撤廃又はその額の引き上げ

(注) 上限額：生命保険1,000万円、第三分野保険600万円、損害保険2,000万円

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第7号イ、パプコメ8頁-No.30

【説明・理由】

保険商品の取扱制限は、高度に専門的な説明の必要性に加えて、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意することが根拠とされたものと考えられるが、次の理由から、金サ業者が、原則として、全ての保険商品の販売勧誘ができるよう、保険商品の拡大及び保険金の上限額を撤廃・引き上げていただきたい。

- ① 顧客が身近にアクセスできる非金融事業者から金融サービス仲介業への参入が増えて、金サ業者が強みである独立的な立場で他の金融商品（預金、ローン、証券）と併せて、多様な保険商品を販売できるようになれば、より多くの顧客が、保険の見直しや、ライフスタイル・ライフプランに関する情報・アドバイスを受ける機会が増えて、顧客の一層の利便性の向上を図ることができること。
- ② 個人・ファミリーへのライフプランの提案にあたって、現行保険金額の上限では保障（補償）が不足すること。
- ③ 特定の保険会社に所属しない独立性の高い金サ業者の活用は、顧客の利便性の向上に加えて、販売チャネルをより多様化させ、販売・商品開発面での

競争促進の実現、保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応（保険会社の保険金不正請求事案、個人情報漏えい事案、保険会社からの便宜供与の実績に重点を置いた保険商品の選定・販売事案への対応）につながるものと考えられること。

- ④ 金サ業者は、乗合代理店と同等の販売勧誘規制が課されているにもかかわらず、保険商品の取扱い制限により、保険会社及び事業者は、乗合代理店の選択しかできないような不公平な競争環境となっており、保険媒介業に参入する事業者はあっても、金サ業者として参入する事業者はない（検討すら行われない）こと（公平な競争環境の実現のために必要な措置）。

3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

(1) 貸付型ファンドの取扱いの解禁

第二種金融商品取引業者が提供する貸付型ファンド（金融商品取引法第29条の2第1項第10号で定める貸付事業等権利をいう。）の取扱いの解禁

【根拠法令等】 金サ法第11条第4項、金サ法施行令第19条第1項第1号

【説明・理由】

貸付型ファンドは、ミドルリスク・ミドルリターンの金融商品として、個人投資家のニーズが高い。個人投資家の資産運用の選択肢を広げ、個人の安定的な金融資産形成の実現に加えて、企業等の資金調達手段の多様化、貸付型ファンド市場の拡大に寄与する。

(2) 取り扱うことができるセキュリティトークンの拡大

受益証券発行信託セキュリティトークン（ST）の上場要件の撤廃

【根拠法令等】 金サ法施行令第19条第1項第1号へ(1)

【説明・理由】

現在公募により発行されている受益証券発行信託セキュリティトークン（不動産等ST）は、ミドルリスク・ミドルリターンの金融商品として、個人投資家のニーズが高い。個人投資家の資産運用の選択肢を広げ、個人の安定的な金融資産形成の実現に加えて、企業等の資金調達手段の多様化、ST市場の拡大に寄与する。

(3) 投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介に係る取扱制限の撤廃

投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介について、取扱制限（高度に専門的

な説明を必要とする商品) の撤廃

【根拠法令等】金サ法施行令第19条第4項、第5項

【説明・理由】

- ① 顧客にとって、高度で専門的な知識を持つ者の投資助言や投資一任は、資産運用・資産管理の方法・選択肢として重要で欠かすことができない。例えば、オルタナティブ資産への投資など個人投資家自らが判断することなく、これら資産を組み込んだポートフォリオの構築、資産運用・資産管理ができるようになり、資産運用サービスの高度化、個人の安定的な金融資産形成の実現に資する。
- ② 金サ業で投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介業務の登録を行ったとしても、取扱制限があることから、顧客の資産運用等のニーズに応えられず、金サ業者は、新たに投資助言・代理業の登録申請が必要となる。

4. 信託媒介業務の追加、信託商品の取扱いの解禁 ※

新たに業務の種別に「信託媒介業務」を加え、信託商品（具体的には、合同運用指定金銭信託）の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法第11条第1項

【説明・理由】

- ① 合同運用指定金銭信託は、既存の「預金等媒介業務」、「有価証券等仲介業務」で認められている金融商品と比較して、経済的性質が近いと考えられ、シンプル設計・比較的风险が高くない商品である。
- ② 金サ業者・非金融事業者がこれら信託商品を取扱うことにより、その認知が広がり、これまで信託銀行・信託商品に馴染みがなかった顧客の購入拡大が見込まれ、個人の安定的な金融資産形成の実現に資する。

※ 一般社団法人信託協会要望事項 令和7年10月24日「『規制改革に関する提案を提出』の5」

https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/016/202510/regulatory_20251024.pdf

Ⅱ. 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し（要望事項）

金サ業者に対する業規制（参入規制・行為規制）は、その仲介行為が媒介に限られているにもかかわらず、銀行代理業者や保険募集人、金融商品仲介業者、貸付けの媒介を行う貸金業者といった仲介業者の業規制がほぼそのまま準用されています。以下は、金サ業者の業務の特性・業務内容・業務範囲等を踏まえて、金サ業者に対する業規制の見直しを求める措置・要望事項です。

1. 顧客情報の利活用

金サ業者は、業務横断的に顧客情報の利活用ができるよう、顧客の同意に代わる要件の検討を行い、その利用範囲及び方法等の明確化を図るべきである。併せて、金融分野における人工知能（AI）・デジタル機能のさらなる利活用についての検討・取組が進むことを期待する。

【根拠法令等】金サ仲介業者等府令第55条第7号、第62条第1項第15号、第111条第1項第23号イ

2. 銀行や証券会社等とのAPI連携

銀行による更新系APIのさらなる提供、証券、保険、資金移動業、クレジットカード等の銀行以外の業態におけるAPIの提供・連携について、官民でさらなる検討が進むことが期待され、JFIMにおいては、利用者ニーズの把握、情報発信・意見交換などの対応が望まれる。

3. 保証金の供託義務の緩和

金融機関指向型の金サ業者については、金融機関との契約における損失分担に関する定めにおいて、適切な損失分担の仕方が定められていれば、保証金を供託しないことを許容すべきである。

【根拠法令等】金サ法第22条第2項、金サ法施行令第26条

4. 顧客への情報提供義務の緩和

金融機関指向型の金サ業者については、顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務の撤廃が適当である。

【根拠法令等】金サ法第25条第2項、金サ仲介業者等府令第34条第1号

5. 誠実公正義務、顧客本位の業務運営原則

顧客指向型の金サ業者に対しては、誠実公正義務に加えて、ベストアドバイス義務を含む、忠実義務及び善管注意義務を課するのが適当である。

【根拠法令等】金サ法第2条

6. 契約締結前交付書面の交付義務の緩和

有価証券等仲介業務に係る契約締結前交付書面（以下「前書面」という。）について、金サ業者は、証券会社等が前書面の交付を行った場合には、前書面の交付は要しないとするのが適当である。

【根拠法令等】金サ法第31条第2項、準用金融商品取引法第37条の3、金サ仲介業者等府令第90条第1項、94条、パブコメ46頁-No.140、141

7. 契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

顧客に対する契約締結時交付書面の交付義務は撤廃するのが適当である。

【根拠法令等】金サ法第31条第2項、準用金融商品取引法第37条の4、パブコメ48頁-No.144

8. 貸付媒介業務に係るルールの一・統合

預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金サ法制上のルールの一・統合するのが適当である。

【根拠法令等】金サ法第11条第2項第2号、同条第5項

9. 金サ業者の体制整備の柔軟化

(1) 人材の確保

① 預金等媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の撤廃

貸付媒介業務で営業所等に配置する法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者の貸付け業務経験要件は撤廃するのが適当である。

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針V-2-3-1(1)

② 貸金業貸付媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の撤廃

a 常務に従事する役員の貸付け業務経験要件（年数要件（3年）を含む。）は撤廃す

るのが適当である。

- b 各営業所等に配置する常勤の役職員の貸付け業務経験要件（年数要件（1年）を含む。）は撤廃するのが適当である。

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針VIII-3-1-2(2)②ホ

- ③ 営業所等の法令等遵守統括責任者等の配置要件の緩和

預金等媒介業務において営業所等に配置する法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者について、雇用関係にある者に加え、派遣又は委任の方法による配置を容認するのが適当である。

【根拠法令等】銀行法等改正パブコメ23頁

- ④ 有価証券等仲介業務を行う役員の範囲の拡大

金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務）の登録にあたり配置が求められる役員について、取締役に加え、同業務を統括する執行役員の配置を容認するのが適当である。

【根拠法令等】金サ法第15条第1号タ、金サ仲介業者監督指針VII-2-1(2)イ、
金サ法第15条第1号ソ

(2) 「三つの防衛線」の下での組織運営体制の柔軟化

- ① 「三つの防衛線」の概念の下での独立した営業部門、管理部門及び内部監査部門の設置、人員（専従者）の配置について、特に、小規模又は業務が限定的な金サ業者については、媒介業務の特性及び当該金サ業者の規模・業務等に応じた柔軟な対応・組織運営体制を容認するのが適当である。

- ② 管理部門（第2線）及び内部監査部門（第3線）の業務について、金融機関にこれらの業務を委託することができることの明確化ないしは容認するのが適当である。

【根拠法令等】金サ法第26条、金サ仲介業者監督指針III-1(1)③、III-2-1-1(1)⑤ 等

(凡例)

金サ法 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

金サ法施行令 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令

金サ仲介業者等府令 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令

金サ仲介業者監督指針 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針

パブコメ 令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案に関する「コメント
の概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

銀行法等改正パブコメ

金融庁「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について」
（2006年5月17日）

以 上